

報告事項 ア

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について、別紙のとおり報告します。

平成26年6月3日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

いじめ・不登校対策本部会議及び鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

平成26年6月3日

いじめ・不登校総合対策センター

1 いじめ・不登校対策本部会議（第1回）

- 1 日時 平成26年5月22日（木）16:00-17:15
- 2 場所 教育委員室
- 3 出席 教育長、教育次長、次長、関係課長7名、各教育局3名、他関係職員7名
（知事部局）人権・同和対策課長

4 主な内容

(1) 平成25年度いじめの状況と今後の取組について

①いじめの状況について

平成24年度

◆ 県内小・中学校でいじめの認知件数が増加（国公立）。全国も同傾向。

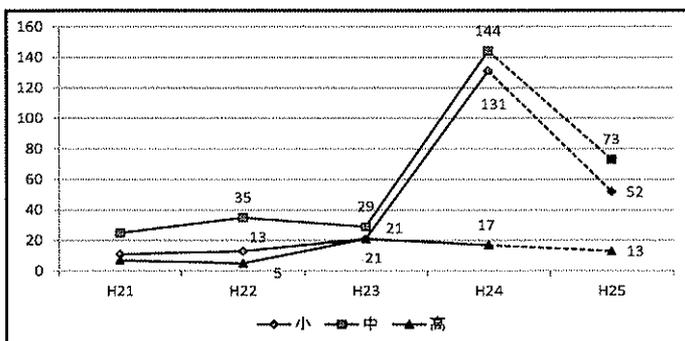
平成25年度

◆ 県内でいじめの認知件数が減少（公立のみ）。全国の状況は未集計。

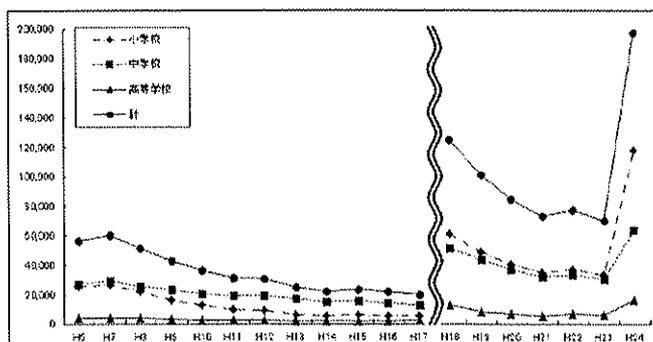
認知件数の経年推移

		H21	H22	H23	H24	H25
鳥取県 公立のみ	小	11	13	21	131	52
	中	25	35	29	144	73
	高	7	5	21	17	13
	計	43	53	71	292	138
	千人あたり	1.2	1.0	1.2	5.0	
全国 公立のみ	小	34494	35603	32705	116258	未集計
	中	31162	31424	29636	60931	
	高	4307	5127	4648	13009	
	計	69963	72154	66989	190198	
	千人あたり	5.1	5.5	5	14.3	

鳥取県の推移（H21～25）



全国の推移（H16～24）



②主な意見と今後の対策について

●24年度の増加について

- ・ 大津の事件が大きな社会問題となり、国による「いじめ問題に関する緊急調査」が行われるなど、子どもの思いをより積極的にキャッチしようとする姿勢が強まったことなどが考えられる。
- ・ ただし、その中には、「からかわれたこと、いやなことをされたことがありますか」のように、子どもの感じ方、体験そのままをうけとめる調査をし、そのまま報告をした例も多く含まれると思われる。

●25年度の減少について

- ・ いじめ防止対策推進法成立を受け、各学校で未然防止を含めた取組が今まで以上に行われるようになったことや、各学校が早期に問題やトラブルをキャッチし適切に対応を行った結果いじめに至らず解決したことなどが考えられる。

●各市町村、学校における基本方針の策定状況について

- ・市町村基本方針（任意） ほぼすべての市町村が策定済み。未策定の市町村も整備中。
- ・学校基本方針（義務）

市町村立小・中学校	策定済み 184校	策定準備中 8校
県立高等学校	策定済み 13校	策定準備中 11校
県立特別支援学校	策定済み 6校	策定準備中 3校

●県いじめ問題対策連絡協議会について

- ・第1回を5月29日に開催し、関係機関・団体間の情報交換、今後の協働等についての意見交換を予定。

(2) 平成25年度不登校の状況と今後の取組について

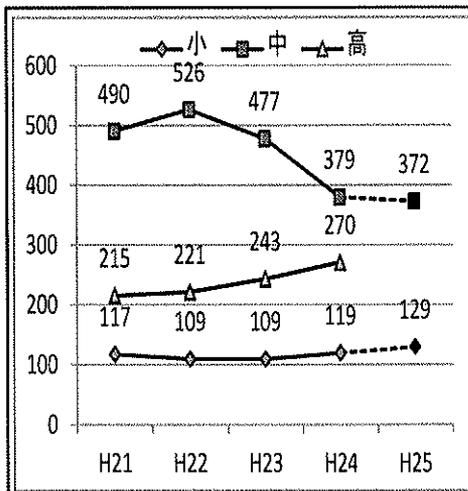
①不登校の状況について

- ◆小学校 24年度比(私立国立を除いた暫定値) 10人増加(出現率0.05%上昇)
- ◆中学校 // 7人減少(出現率0.06%上昇)
- ◆小学校中学年頃から不登校児童数の増加が見られる傾向
- ◆中2、3の不登校生徒数はここ5年間で最少
- ◆小6から中1での増加人数が以前は3倍であったが、近年は2倍程度

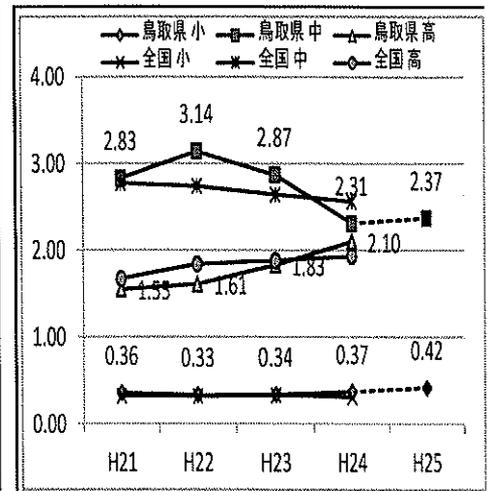
前年度との比較

		H24	H25
		国公立	公立のみ
鳥取県	人数		
	小	119	129
	中	379	372
出現率	小	0.37	0.42
	中	2.31	2.37
	高	2.10	—
全国	出現率		
	小	0.31	—
	中	2.56	—
	高	1.93	—

経年推移 <人数>



経年推移 <出現率>



学年別人数の推移

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
H21	3	7	14	20	35	38	138	170	169	136	50	29	809
H22	4	4	16	15	30	40	117	204	189	140	52	29	840
H23	1	5	9	24	23	47	95	175	200	150	64	29	822
H24	3	6	14	16	32	47	82	140	148	182	66	22	758
H25	8	5	10	34	32	40	100	134	138				501

②主な意見と今後の対策について

- 不登校の対応が困難な背景として、家庭環境、教員の指導力、移行支援の問題等が取り上げられた。
- 家庭環境については、保護者の多様化、家庭の事情等により、学校が対応困難なケースもあり、諸機関との連携が必要である。
- 教員の指導力については、それに加えてチーム支援の難しさや学級経営の難しさから、不登校の増加につながっている現状もある。小4の増加については、成長の特性や学習内容の抽象化も考慮する必要がある。高校ではSSWの活用が効果を上げている。
- 移行支援については、幼保小、小中、中高での連携をより密接に進めていく必要がある。

2 鳥取県いじめ問題対策連絡協議会（第1回）

- 1 日 時 平成26年5月29日（木）10時～11時30分
 2 場 所 県庁第2庁舎 4階 第33会議室
 3 出 席 教育長、教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

構成機関・団体名	担当部署等	
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和対策課
	地域振興部	教育・学術振興課
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター
	警察本部	少年課
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会
	学校	県立学校 高等学校長協会 特別支援学校長会
市町村立学校	小学校長会	
	国立学校	中学校長会
	私立学校	私立中学高等学校長会
鳥取地方法務局	人権擁護課	
団体	鳥取県弁護士会	
	鳥取県医師会	
	鳥取県臨床心理士会	
	P T A	P T A協議会 高等学校P T A連合会 特別支援学校P T A連合会

4 主な内容

(1) 教育長あいさつ

県全体で効果的に取り組んでいくために、まずは情報共有しいじめ対策の全体像を把握した上で、より有効な施策を打ち、本県の子どもたちがいじめで苦しんだり悩んだりすることのない環境をともにつけていきたい。

(2) 説明

①いじめの防止等に関する取組について（国・県）

- ・「いじめ防止対策推進法」を踏まえたこれまでの取組について

②いじめの状況について（国・県）

- ・鳥取県における平成25年度のいじめ認知件数について

(3) 協議

①各機関・団体の取組に関する情報交換で出た話題

- ・県人権局：こどもいじめ人権相談窓口、鳥取県いじめ問題検証委員会
- ・県教育委員会：子どもの悩みサポートチーム、24時間相談体制
- ・県弁護士会：子どものいじめに対する電話相談（本年3～4月）
- ・県警察本部：相談窓口の設置（窓口、電話、メール）、スクールサポーターの活動
- ・小学校：校内対策組織の設置、いじめを生まない風土づくり、チームでの支援と指導の一貫性
- ・中学校：ネット上でのトラブルに対する対応・研修の必要性、鳥取市の強調月間の取組
- ・高等学校：学校基本方針、校内対策組織、hyper-QUを活用した未然防止の取組、部活動内でも注意
- ・特別支援学校：学校基本方針、校内対策組織、他校生との関係への注意、生徒アンケート・教育相談
- ・小中学校P T A：いじめ緊急アピール、いじめ対策特別委員会、いじめに関する取組について調査（アンケート）実施
- ・高等学校P T A：家庭の意識の変革も必要
- ・都市教育長会：各市での組織（例：青少年問題対策協議会の立ち上げなど）
- ・町村教育長会：西部での7町村合同調査検証委員会を立ち上げる予定
- ・県医師会：いじめ、トラブルは当然あるものという認識で、子どもが大人に相談するためにも信頼関

係が必要。組織での対応が必要

- ・ 県臨床心理士会：勇気を出していじめを相談している子どもの理解、子どもの相談力・コミュニケーション力の向上の必要性

②連携・協働について（参加機関・団体からの提案等）

- ・ 連絡協議会共同メッセージの発信について
- ・ 「明日へつなぐ心のキャンペーン」（標語・ポスターコンクール等）及び「こども未来フォーラム」の取組協力について

③以後の連絡協議会開催時期について

第2回：9月 第3回：2月



（参考） 鳥取県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨にかんがみ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に係る機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携を図るため、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- （1） 県内におけるいじめの防止等のための対策の効果的な推進に関する事項
- （2） いじめの防止等に関する関係機関等相互の情報共有及び連携に関する事項
- （3） 協議会と県内市町村との連携に関する事項
- （4） その他いじめの防止等に関する事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等により構成する。

（会議）

第4条 協議会は、前条の関係機関等の職員が出席する会議を年3回開催するほか、必要に応じ、個々の関係機関等による連絡協議を行うものとする。

（関係者の出席等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等の職員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターが行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。